

日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

(趣旨)

令和2年6月に成立した改正電気事業法において、令和3年4月以降に発生する日本卸電力取引所の市場間約定代金差額（以下、値差収益）については、翌年度の4月末までに電力広域的運営推進機関に納付されることとなった。

また、資源エネルギー庁 制度検討作業部会の非化石価値取引市場に関する議論において、市場の透明性確保の観点から、今後、約定量に加えて売買入札量も日本卸電力取引所において公開されることとなった。

については、値差収益の電力広域的運営推進機関への納付及び非化石価値取引市場における売買入札量の公開について、規定上明確に位置づける観点から、日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請についてご審議いただきたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第99条第1項後段の規程により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

令和2年6月に成立した改正電気事業法により、日本卸電力取引所の値差収益は電力広域的運営推進機関に納付されることとなったことに伴い、日本卸電力取引所の業務規程を変更する必要がある。また、日本卸電力取引所が、今後は非化石価値取引市場の売買入札量について公開することとなったことに伴い、日本卸電力取引所の非化石価値取引規程を変更する必要がある。このため、令和3年4月7日に日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、令和3年4月8日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。

以上を踏まえ、今回は上記の業務規程変更についてご審議をお願いしたい。

- 日本卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、**業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得すること**とされている。また、日本卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、**電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項**とされている。
- 今般、**2021年4月7日付で、日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し以下の2点に関する業務規程変更の認可申請が行われ、2021年4月8日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたところ。**
 - 1) 電事法改正を受けた**値差収益（市場間約定代金差額）**にかかる取扱いの変更
 - 2) **非化石市場**における**売買入札量の公開**
- 今回は、上記の業務規程の変更についてご審議をお願いしたい。

1) 値差収益にかかる業務規程変更認可申請について

- 2020年6月に成立した改正電気事業法において、電力広域機関が広域的なネットワークの整備に関する計画（広域系統整備計画）を策定することが法定化された。本改正に伴い、ネットワーク整備費用を全国で負担する仕組み（全国調整スキーム）として**2021年度以降、日本卸電力取引所の値差収益[※]が全額、電力広域機関に納付される**こととなる。

※一般送配電事業者の供給区域をつなぐ地域間連系線の容量制約により、卸電力取引所の取引において地域間の約定価格に差異が生じた際（＝市場分断）、取引所に発生する収益のこと。

- 上記の改正に伴い、日本卸電力取引所の**業務規程第10条「市場間値差の管理」**について、従来は同取引所の貸借対照表の資本の部「市場間値差積立金」に計上されていた**値差収益（市場間約定代金差額）**が、今後は**全額電力広域機関に翌年度の4月末までに納付される**ため、業務規程変更を実施する必要が生じたもの。

※指定法人となった2016年度以降、市場間値差積立金として計上している値差収益についても電力広域機関に納付することが、2020年9月9日の持続可能な電力システム構築小委員会で決定された。

(参考) 本日の御議論

第6回総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会（2020年9月）
資料1より抜粋

- 本年6月に成立した改正電気事業法において、電力広域機関が広域的な電力ネットワークの整備に関する計画（広域系統整備計画）を策定することが法定化された。
- また、ネットワーク整備費用を全国で負担する仕組み（全国調整スキーム）の一つとして、卸電力取引所が値差収益※を電力広域機関に納付し、その値差収益の一部を電力広域機関が一般送配電事業者に交付することとされた（広域系統整備交付金）。
※一般送配電事業者の供給区域をつなぐ地域間連系線の容量制約により、卸電力取引所の取引において地域間の約定価格に差異が生じた際（＝市場分断）、取引所に発生する収益のこと。
- 本日は、電力ネットワークの整備費用に充当する全国託送方式の詳細ルールと広域系統整備交付金に関する詳細ルールについて御議論いただく。
- その際、8月31日の第19回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委において議論された、ネットワーク整備費用のための賦課金方式の活用との整合性を確保する。

<改正電気事業法の関連規定>

（広域系統整備計画）

第二十八条の四十七 推進機関は、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する計画（広域系統整備計画）を策定し、経済産業大臣に届け出なければならない。

2～5（略）

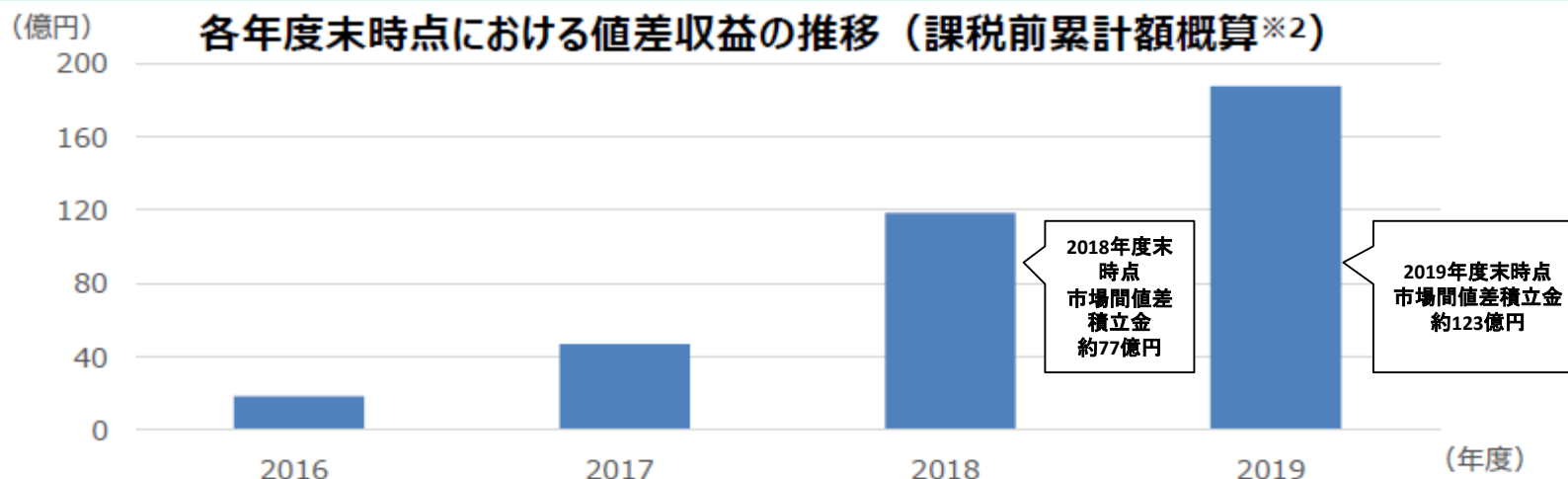
（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）

第九十九条の八 卸電力取引所は、推進機関が行う広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。

(参考) 改正法施行以前の市場間値差積立金の納付に関する議論

第6回総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会（2020年9月） 資料1より作成

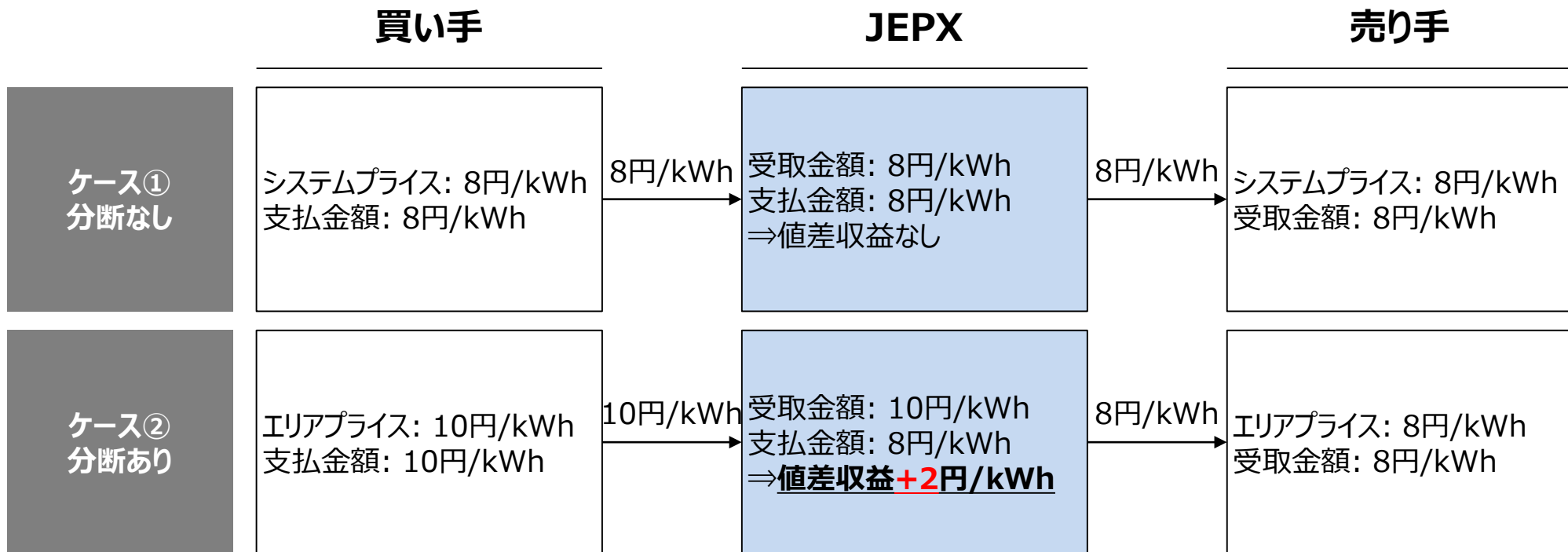
- 電力ネットワークの整備費用に充当するため、改正電気事業法に基づき、電力広域機関が一般送配電事業者に交付する広域系統整備交付金は、日本卸電力取引所（JEPX）における値差収益※1を原資とする（2019年度の値差収益は約70億円）。
- 法律上、JEPXから電力広域機関に納付する値差収益は、改正法の施行後に生じたもののみが対象。しかし、値差収益の扱いについて、JEPXの業務規程は以下のとおり規定していることから、当該業務規程が策定された後に生じた値差収益については、改正法施行後に生じた値差収益と同様、電力広域機関に納付することとしてはどうか。
 - ①他の資産と区分して管理すること
 - ②JEPXが値差収益を利用する場合には、経済産業省の事前了承を得ること
 - ③電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とすること



※1：値差収益は経過措置給付金や間接送電権の収支を加味した上での収益を指す。

※2：JEPXは、電気事業法上の指定法人とされた2016年度以降、業務規程に基づき、前年度までに発生した値差から法人税相当額及び事務手数料相当額を控除した額を「市場間値差積立金」として区分経理している（2018年度末時点で約77億円）。

(参考) 市場間約定値差について



(参考) 電気事業法の主な改正点について

	変更前	変更後
第九十八条	卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。 - 一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 - 三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。 - 一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 - 三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。 2 卸電力取引所は、前項第一号に掲げる業務として、翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場（次項、第九十九条の四第二項及び第九十九条の八において「翌日市場」という。）その他市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）で定める卸電力取引市場を開設するものとする。 3 卸電力取引所は、翌日市場における地域間の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を電氣的に接続する電線路の容量を超えときは、業務規程で定めるところにより、地域ごとに取引価格を算定するものとする。
第九十九条	(新設)	(取引の決済) 第九十九条の四 売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。 2 翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。
	(新設)	(地域間売買取引の決済に係る利益の納付) 第九十九条の八 <u>卸電力取引所は、推進機関が行う広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。</u>

1) 値差収益にかかる業務規程変更認可申請について

- 今般の取引規程の変更は、2020年6月に成立した改正電気事業法の内容に適合するよう、**値差収益（市場間約定代金差額）の電力広域機関への納付を規定上明確に位置づける**観点から、業務規程「市場間値差の管理」の内容について見直しを行うもの。
- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

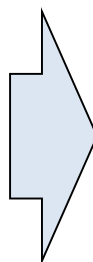
<業務規程変更前>

（市場間値差の管理）

第10条 スポット取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる金額が取引所の収入となる。これを市場間約定代金差額という。

2. 市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。なお、毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」を利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることとする。

3. 毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。



<業務規程変更後>

（市場間値差の管理）

第10条 翌日取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる額として、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより算定した額が、本法人の収入となる。これを市場間約定代金差額という。

2. 本法人は、毎事業年度末において、市場間約定代金差額の合計から、本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、電気事業法（昭和39年法律第170号）第99条の8の規定により、電力広域的運営推進機関に対し、翌事業年度の4月30日までに納付するものとする。

3. 本法人は、前項の額を当該額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上するものとする。

4. 第1項の市場間約定代金差額が令和3年3月31日以前に生じたものであるときは、当該市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、当該額から法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。

5. 第4項の市場間約定代金差額および「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。

2) 非化石市場の売買入札量公開にかかる業務規程変更認可申請について

- 2020年11月より、資源エネルギー庁 制度検討作業部会において非化石価値取引に関する議論が行われた結果、市場の透明性確保の観点から、非化石価値取引市場における売買入札量の情報公開を求める意見が多く挙げられた。こうしたことを受け、今後は約定量に加えて、売買入札量の合計値も日本卸電力取引所において公開されることとなった。
- 上記に伴い、日本卸電力取引所の非化石価値取引規程第22条「公開する情報」の変更が生じる。

(参考) 2020年度 非化石価値取引市場 公開情報



一般社団法人
日本卸電力取引所

2020年度 非化石価値取引市場 取引結果通知

非化石価値取引規程第22条の規程により、以下のとおり取引結果を公開します。

取引		約定日	約定量 (kWh)	約定価格 (円/kWh)	約定最高価格 (円/kWh)	約定最安価格 (円/kWh)	約定量加重平均 価格(円/kWh)	入札 会員数	約定 会員数
非FIT (再エネ指定なし)	第1回	取引なし	-	-	-	-	-	-	-
	第2回	11月11日	1,246,802,451	1.10	-	-	-	32	14
	第3回	2月9日	805,187,831	1.20	-	-	-	22	12
	第4回	5月12日							
非FIT (再エネ指定)	第1回	取引なし	-	-	-	-	-	-	-
	第2回	11月12日	630,735,457	1.20	-	-	-	34	18
	第3回	2月10日	10,569,550,414	1.20	-	-	-	23	20
	第4回	5月13日							
FIT	第1回	8月21日	151,173,370	-	1.40	1.30	1.30	33	33
	第2回	11月13日	508,815,437	-	4.00	1.30	1.30	59	59
	第3回	2月12日	445,634,238	-	1.50	1.30	1.30	60	60
	第4回	5月14日							

(出典) 日本卸電力取引所 HPより抜粋

(参考) 第44回制度検討作業部会 (2020年11月27日開催)

委員・オブザーバーの意見

- (大橋委員)

約定量について示していただけていますが、応札量に占める約定量、これは売りと買い、応札量あると思いますけれども、ちょっとその情報をいただくと規模感が分かるかなという感じがしています。市場の情報公開の一環だと思いますけれども、ぜひ御検討いただければありがたいなと思います。

- (東京ガス 菅沢オブ)

非 F I T 非化石証書のオークションは、やはり売手の市場支配力が非常に高い状況になっているのではないかと我々は想像しておりまして、本来であるならば、顕在化した非化石価値につきまして、原則はお客様のニーズあるいはマーケットのニーズによって価格が決まっていくという形が適切と思ってございますけれども、現状においては売手の市場支配力によって価格が形成されてしまっているのではないかという懸念を持っております。まずは、約定価格や約定量に加えまして、可能な範囲で売り札等の情報を公開いただきまして、将来の適切な市場の形成に向けて議論を開始していただきたいと思っております。

- (エネット 竹廣オブ)

このオークションにおける売り札、それから買い札の価格分布の分析等、公表をお願いしたいと思っています。市場支配力のある事業者の不自然な入札行動がないかという点で、御確認をお願いしたいと思っています。

(参考) 非化石価値取引市場における取引結果の情報公開と監視について

第48回総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度
検討作業部会（2021年3月26日）
資料4より抜粋

- 現在、非化石価値取引市場における取引結果は、約定価格と約定量のみの公表にとどまっている。オークション全体の入札量については、次ページのように、審議会資料として公表している。
- 今後の市場の監視の前提として、その市場の透明性を図る上でも、電力のスポット取引市場同様、市場取引における売りと買いの入札総量についても、しかるべき手続きを経た上で、日本卸電力取引所（JEPX）を通じて公表することにしてはどうか。
- その上で、不当な価格形成や売り惜しみなど、非化石価値取引市場の取引の監視については、電力・ガス取引監視等委員会とも連携しつつ、検討を進めてはどうか。

2) 非化石市場の売買入札量公開にかかる業務規程変更認可申請について

- 今般の非化石価値取引規程の改正は、**非化石価値取引市場における売買入札量の公開**について、**規定上明確に位置づける**観点から、非化石価値取引規程「公開する情報」の内容について見直しを行うもの。
- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

<非化石価値取引規程変更前>

(公開する情報)

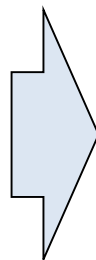
第22条

本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。

(1) 約定量

(2) 第10条第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。同条第2号および第3号の商品については約定価格

(3) 入札参加会員数および約定会員数



<非化石価値取引規程変更後>

(公開する情報)

第22条

本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。

(1) 約定量、**売り入札量の合計および買い入札量の合計**

(2) 第10条第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。同条第2号および第3号の商品については約定価格

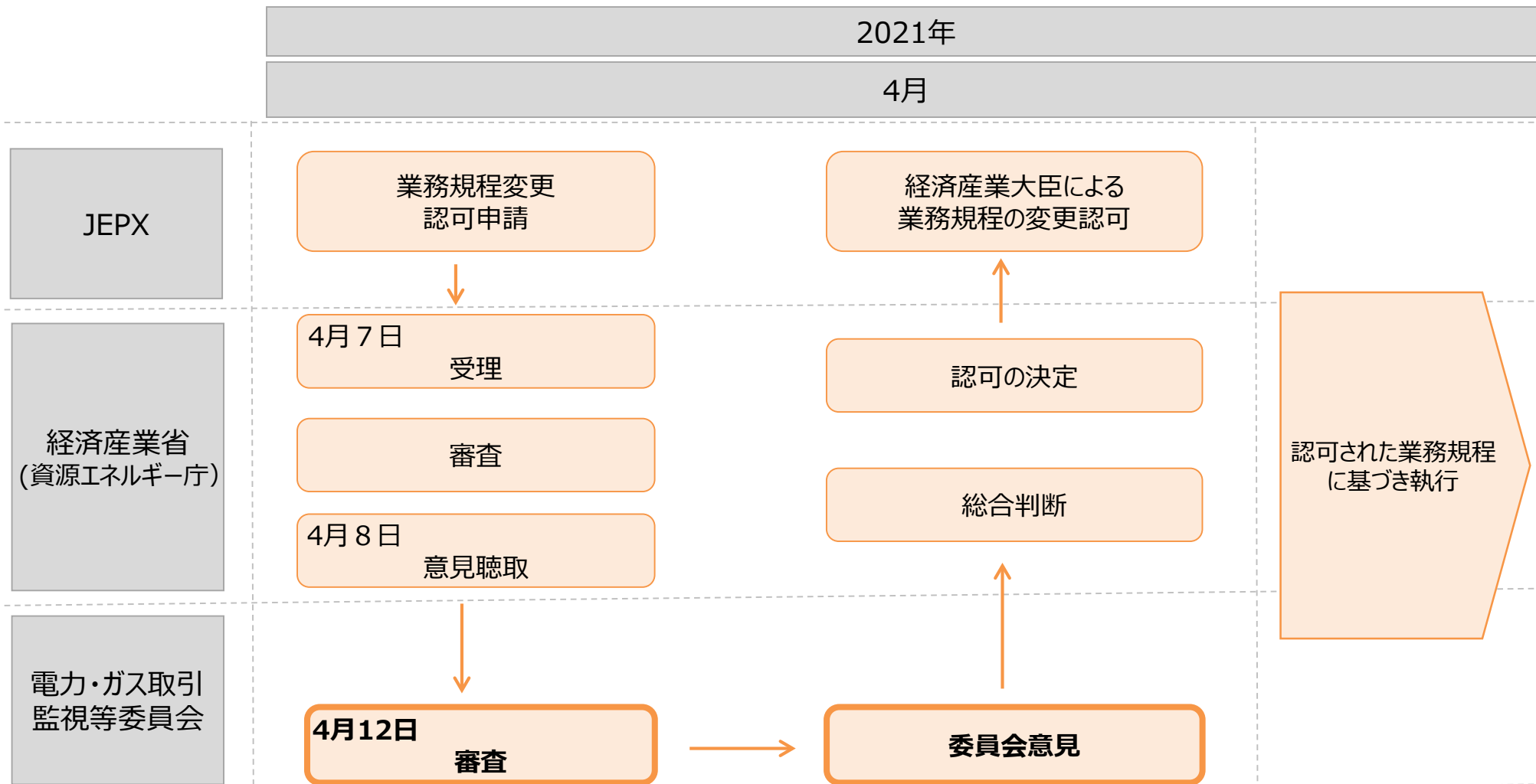
(3) 入札参加会員数および約定会員数

審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、
 - 1) 一つは、2020年6月に成立した改正電気事業法の内容に適合するよう、値差収益（市場間約定代金差額）の電力広域機関への納付を規定上明確に位置づける観点から、業務規程「市場間値差の管理」の内容について見直しを行うもの。
 - 2) もう一つは、非化石価値取引市場における売買入札量の公開について、規定上明確に位置づける観点から、非化石価値取引規程「公開する情報」の内容について見直しを行うもの。
- 上記の改正については、電気事業法施行規則第132条の7において規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所の「取引を適正かつ確実に実施するうえで適当であるもの」に該当すると考えられるため、経済産業大臣からの意見照会について、問題ない旨回答することとしたい。

(参考) 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

- 日本卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



(参考) 電気事業法・JEPX業務規程 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法

第98条

(業務)

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第99条

(業務規程の認可)

- 1 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。**
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

○一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「本法人」という。）が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所（以下「本取引所」という。）における市場開設業務について定める。

2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
3. **本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。**

(別添一覧)

別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則

別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程

別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法施行規則

第132条の6

(業務規程の記載事項)

法第99条第3項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日スポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 九 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

第132条の7

(業務規定の認可の基準)

法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1号及び第2号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

経 済 産 業 省

20210408電委第2号

令和3年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和3年4月8日付け20210407資第1号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210407 資 第 1 号
令和 3 年 4 月 8 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、別添の申請に係る同法第 99 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和 3 年 4 月 7 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目 7 番 14 号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 堯

電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容

業務規程、取引規程、取引規程細則および非化石価値取引規程の改定

2. 変更の理由

- ・ 電気事業法の改定に伴う市場間約定代金差額の取扱いの変更等を該当する規程に反映するため
- ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 基本政策小委員会 制度検討作業部会第 48 回（令和 3 年 3 月 26 日開催）の議論を受け、非化石価値取引の情報公開に売り入札総量、買い入札総量を加えるもの

以上

業務規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第10条	(市場間値差の管理) 翌日取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる額として、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより算定した額が、本法人の収入となる。これを市場間約定代金差額という。 2. 本法人は、毎事業年度末において、市場間約定代金差額の合計から、本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、電気事業法(昭和39年法律第170号)第99条の8の規定により、電力広域的運営推進機関に対し、翌事業年度の4月30日までに納付するものとする。 3. 本法人は、前項の額を当該額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上するものとする。 4. 第1項の市場間約定代金差額が令和3年3月31日以前に生じたものであるときは、当該市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、当該額から法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。 5. 第4項の市場間約定代金差額および「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。	(市場間値差の管理) スポット取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる金額が取引所の収入となる。これを市場間約定代金差額という。 2. 市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。なお、毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」を利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることとする。 3. 毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。	(変更)
別添一覧	別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則	別添一覧 別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則	(変更)

	別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および 特別取引会員規程 別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 制定 平成28年2月18日 改定 平成28年3月17日 平成28年3月22日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成31年4月10日 令和元年5月24日 令和2年3月26日 令和2年7月1日 令和2年11月20日 令和3年●月●日	別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および 特別取引会員規程 別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 制定 平成28年2月18日 改定 平成28年3月17日 平成28年3月22日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成31年4月10日 令和元年5月24日 令和2年3月26日 令和2年7月1日 令和2年11月20日	
--	--	--	--

取引規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第19条	(市場間約定代金差額) 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除し、第89条の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。 2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。	(市場間約定代金差額) 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除し、第89条の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。 2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。 3. 本取引所は、前項の市場間約定代金差額から税額および本取引所の定める手数料額を控除した額を市場間値差積立金として資本勘定に積み立て整理する。	(変更)
附則	第1条 平成28年2月18日の全面改定は、翌日取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。 第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。 第4条 翌日取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等に通知する。 制定 平成17年1月31日 改定 平成21年3月6日 平成21年7月10日	第1条 平成28年2月18日の全面改定は、スポット取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。 第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。 第4条 スポット取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等に通知する。 制定 平成17年1月31日 改定 平成21年3月6日 平成21年7月10日	(変更)

	平成21年9月11日	平成21年9月11日	
	平成22年5月13日	平成22年5月13日	
	平成24年6月13日	平成24年6月13日	
	平成25年1月16日	平成25年1月16日	
	平成25年2月21日	平成25年2月21日	
	平成25年6月20日	平成25年6月20日	
	平成27年2月19日	平成27年2月19日	
	平成28年2月18日(全面改定)	平成28年2月18日(全面改定)	
	平成28年3月17日	平成28年3月17日	
	平成29年3月28日	平成29年3月28日	
	平成30年4月19日	平成30年4月19日	
	平成30年8月9日	平成30年8月9日	
	平成30年9月14日	平成30年9月14日	
	平成31年4月10日	平成31年4月10日	
	令和元年5月24日	令和元年5月24日	
	令和2年7月1日	令和2年7月1日	
	令和3年2月26日	令和3年2月26日	
	令和3年●月●日		

非化石価値取引新旧対照表

項目	新	旧	備考
第22条	(公開する情報) 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。 (1) 約定量、売り入札量の合計および買い入札量の合計 (2) 第10条第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。同条第2号および第3号の商品については約定価格 (3) 入札参加会員数および約定会員数	(公開する情報) 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。 (1) 約定量 (2) 第10条第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。同条第2号および第3号の商品については約定価格 (3) 入札参加会員数および約定会員数	(変更)
	制定 平成30年4月19日 改定 令和2年3月26日 令和3年●月●日	制定 平成30年4月19日 改定 令和2年3月26日	(変更)